

5 住まいのサポート



介護が必要になってもご自宅で生活したい方へ、住宅改修支援や高齢者に配慮した住まい探しの支援を行っています。また、施設入所を検討されている方への情報提供や一部施設の申し込み受け付け等を行っています。

住宅のリフォーム

住宅改修相談

対象者	65歳以上で身体状況に合わせた住宅改修を行う方
利用料	無料
内容	理学療法士などの専門家を派遣し、改修内容のアドバイスをを行います。
問い合わせ	保健センター 専門相談課 ☎ 6265-7546 FAX 6265-7549 お住まいの地域の総合支所 保健福祉課 ➡18頁

住宅改修費の助成

身体状況から住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成します。改修を開始する前にご相談ください。改修後のご相談は助成対象になりません。また、新築および増築の場合は助成対象外です。助成は下記2つがあります。

① 予防改修費の助成

対象者	65歳以上で介護保険の要支援・要介護に該当しなかった方のうち、身体機能の低下のため住宅改修が必要と認められる方
利用料	利用者負担は基準額(実際の工事が下回る場合はその額)の1割～3割です。基準を超える分は利用者負担となります。 ※介護保険料第1段階(➡69頁)の方は、費用負担が免除されます。
内容	手すりの取り付け、段差解消等、介護保険の住宅改修と同じ改修(➡89頁)に対し費用を助成します。基準額は20万円です。
問い合わせ	お住まいの地域の総合支所 保健福祉課 ➡18頁

② 設備改修費の助成

対象者	65歳以上で介護保険の要介護認定を申請した方のうち、身体機能低下で既存設備の使用が困難な方 ※所得制限があります(世帯全員の前年所得の合計額6,232,000円以下)。 ※浴槽および洋式便器への取り替えは、介護保険で同様の工事を実施していない方に限ります。
利用料	利用者負担は基準額(実際の工事が下回る場合はその額)の1割～3割です。基準を超える分は利用者負担となります。
内容	工事内容と基準額は以下のとおりです。 浴槽の取り替えおよびその付帯工事……………379,000円 流し・洗面台の取り替えおよびその付帯工事……………156,000円 和式から洋式便器への取り替えおよびその付帯工事……106,000円
問い合わせ	お住まいの地域の総合支所 保健福祉課 ➡18頁

電磁調理器・自動消火装置・ガス安全システムの給付

対象者	65歳以上で要支援・要介護1～5の方、ひとり暮らしの方 ※種目により対象者・給付条件が異なります。
利用料	利用者負担は種目ごとの基準額の1割です。実際の給付額が下回る場合はその額、基準額を超えた分は別途利用者負担となります。 ※介護保険料第1～第6段階(→69頁)の方は、利用者負担が免除されます。
内容	より安全で安心な居宅での生活を確保するため、住宅用防災機器を給付します。事前にお申し込みください。購入後の申し込みは、対象になりません。借家の場合は、家主の承諾が必要です。
問い合わせ	お住まいの地域の総合支所 保健福祉課 →18頁

家具転倒防止器具取り付け支援

対象者	満65歳以上の方のいる世帯等
支援額	器具・工賃含め2万円まで無料
内容	高齢者、障害者等がお住まいの住宅の居間、寝室等にある家具について、地震時の転倒を防ぐため、家具転倒防止器具の取り付けを支援いたします。
問い合わせ	防災街づくり課 ☎ 6432-7177 FAX 6432-7987

耐震シェルター等設置助成

対象者	次のいずれにも該当する方 ①昭和56年5月31日以前に着工した平屋または2階建ての木造住宅で、一戸建て住宅、店舗等併用住宅(1/2以上が住宅の場合に限る)、長屋または共同住宅に申請者が居住している。 ②申請日において、申請者が満65歳以上等。 ③申請者の前年の年間所得額が200万円以下。 ④区民税を滞納していない。 ⑤世田谷区木造住宅耐震改修等助成金交付要綱に基づく改修助成金の交付を受けていない。 ※建物所有者以外の方が申請者となる場合は、建物所有者の承諾が必要になります。
助成額	助成対象の耐震シェルター、耐震ベッドの設置に要する費用(設置のための補強工事費を含む)。 上限30万円(1,000円未満の端数切捨て) ※期間限定(令和7年度まで)で、一部上乘せ助成があります。
内容	昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅にお住まいの方に対して、地震発生時の建物倒壊から自らの安全を確保するため、耐震シェルター、耐震ベッドの設置費用の一部を助成いたします。助成対象となる耐震シェルター、耐震ベッドは区が指定したものに限り(詳しくはお問い合わせください)。設置場所は1階に限ります。 
問い合わせ	防災街づくり課 ☎ 6432-7177 FAX 6432-7987

高齢者向け住まい

高齢者向けの住まいにはさまざまな種類があります。今後の住まいを考える際には、将来の病気や介護を踏まえ、どのような住まいが自分に適しているのか考えてみましょう。

■高齢者向け住まいの主な特徴

	名称	概要	介護サービス	問い合わせ
住宅	都営、区営・区立などの高齢者向け住宅（シルバーピア住宅）	住宅に困っている低所得の世帯を対象とした住まい 高齢者向けには、「シルバーピア住宅」という生活相談や安否確認等を行う生活協力員が配置され、バリアフリー化に対応した住宅もあります。自立して生活できる65歳以上の単身または2人世帯で、住宅に困窮している方が対象です。	外部サービス利用	住宅課 ☎ 5432-2498 FAX 5432-3040 世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 FAX 6805-6573
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者単身・夫婦世帯が、安心して居住できる賃貸等の住まい バリアフリー化され、ケアの専門家による安否確認サービスなどを備えており、東京都に登録されます。	外部サービス利用またはスタッフが提供（特定施設入居者生活介護の場合）	公益財団法人東京都福祉保健財団 ☎ 3344-8637 または各施設
施設	介護保険施設等	特別養護老人ホーム	施設スタッフが提供	お住まいの地域の総合支所 保健福祉課 →18頁
	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者が、家庭的な雰囲気のもとで介護や身の回りの世話を受けながら共同生活を送る住まい		各施設 ※区では申し込みを受け付けていません。
	養護老人ホーム	環境上の理由と経済的理由により、在宅で生活することが困難な高齢者が区市町村の措置により入所し、社会復帰の促進および自立のために必要な指導および訓練その他の援助を行う施設	外部サービス利用またはスタッフが提供（特定施設入居者生活介護の場合）	お住まいの地域の総合支所 保健福祉課 →18頁
	都市型軽費老人ホーム	身体の具合などで自立した日常生活を営むことに不安があり、家族からの援助を受けることが困難な方が、本人の収入に応じて低額な費用で、食事の提供、入浴の準備、その他必要なサービスを受けながら、自立した生活を送ることができる施設	外部サービス利用またはスタッフが提供	各施設 ※区では申し込みを受け付けていません。
	その他	有料老人ホーム	介護付きは施設スタッフが提供 住宅型は外部サービス利用	各施設 ※区では申し込みを受け付けていません。

※名称が青太字の施設は、区で申し込みを受け付けているものです。詳細は次ページ以降をご確認ください。

住まいサポートセンター

高齢者の方の居住を支援する事業を行うとともに、住まいの相談について、総合的にご案内します。主な事業は以下のとおりです。事業ごとに対象者が異なりますので、詳細は住まいサポートセンターまでお問い合わせください。

事業名	内容
お部屋探しサポート	区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するとともにさまざまなアドバイスを行っています。毎週木曜、第1～4火曜・金曜に実施しています。ご利用にあたっては、事前にご連絡ください(予約優先)。
住宅相談	一級建築士・マンション管理士・宅地建物取引士・司法書士・弁護士・土地家屋調査士などの住まいの専門家が無料で30分のアドバイスを行います。ご利用にあたっては、事前にご連絡ください(予約優先)。
保証会社紹介制度	区内在住2年以上の60歳以上の世帯の方が、区と協定を結んだ保証会社を利用することにより、民間賃貸住宅への入居を支援する制度です。初回利用に限り、保証料の一部を区が助成します(生活保護受給世帯は除く)。
住まいあんしん訪問サービス	お部屋探しサポートを利用して民間賃貸住宅に入居された60歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者(60歳以上)のみの世帯を対象に、NPO団体の登録ボランティアが定期的に訪問し、見守りを行うことで、入居および居住継続を円滑にし、安心して地域で暮らせるよう支援します。
問い合わせ	住まいサポートセンター ☎ 6379-1420 FAX 6379-4233

都営、区営・区立などの高齢者向け住宅の入居

区のおしらせ「せたがや」で募集期間や申し込み方法をご案内します。都営住宅は、5、8、11、2月の各1日号に、区営住宅は、6、11月の各1日号でご案内します。

対象者は、以下①または②です。詳しい要件は募集期間に窓口に置かれる「募集のご案内」で確認してください。

- ①都営住宅:都内在住3年以上で、65歳以上の方
- ②区営・区立住宅:区内在住3年以上で、65歳以上の方

☎ お問い合わせはこちら 住宅課 ☎ 5432-2498 FAX 5432-3040
世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 FAX 6805-6573

養護老人ホーム

環境上および経済的理由により、在宅において生活することが困難な高齢者が入所する施設です。令和6年4月現在、区内には1カ所「友愛ホーム」があります。費用は、入所者本人および扶養義務者の所得税額等に基づき、費用を負担していただきます。対象者は、原則として65歳以上で、次の①および②の要件を満たす方です。

①環境上の理由

- 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であること
- 入院加療を要する病態でないこと など

②経済的理由

- 高齢者のいる世帯が生活保護を受けていること
- 世帯の生計中心者が住民税の所得割を課税されていないこと
- 災害などのためその世帯の収入が急激に減少し、生活に困窮している状態にあること など

☎ お問い合わせはこちら お住まいの地域の総合支所 保健福祉課 →18頁

都市型軽費老人ホーム

身体の具合などで自立した日常生活を営むことに不安があり、家族からの援助を受けることが困難な方に、食事の提供、入浴の準備、その他必要なサービスを低額な料金で提供します。施設の所在地等は(⇒103頁)をご覧ください。

対象者は、次のいずれにも該当する方です。

- ①60歳以上であって、低所得で、世田谷区に住民票が3カ月以上ある方
- ②身元保証人が得られる方(特別の事情がある場合を除く)
- ③身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある方
- ④財産管理および日常の金銭管理等について、自己管理ができる方
- ⑤感染症がなく、かつ、医療について自己管理ができる方
- ⑥問題行動を伴わない方で共同生活が可能な方
- ⑦家族による援助を受けることが困難な方
- ⑧住居の状況など、現在置かれている環境の下では、在宅生活を継続することが困難な方

[お問い合わせはこちら](#) お住まいの地域の総合支所 保健福祉課 →18頁

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に入所する施設です。ただし、常に医療行為を要する方は入所できません。区では、要介護度や介護者の状況等を勘案し、入所の必要性の高い方から入所できる方法をとっています。

対象者は、世田谷区に住民票がある要介護3以上の方です。要介護1、2と認定された方であっても、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる場合は、対象となります。

区内施設と区外施設(⇒98頁～99頁)への入所を検討される場合は、お住まいの地域の総合支所保健福祉課へご相談の上、申し込みください。

[お問い合わせはこちら](#) お住まいの地域の総合支所 保健福祉課 →18頁

コラム

区公式 LINE で高齢・介護情報を提供しています

区公式 LINE アカウント「世田谷区」では、区に関するさまざまな情報をお送りしています。LINEの「友だち追加」で「QRコード」を選択し、以下の登録用QRコードを読み取ってください。

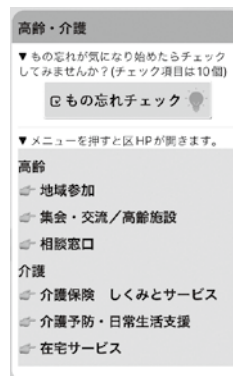
さらに、「高齢・介護情報」を登録すると、高齢者や介護に関するイベントや事業等のご案内をお届けします。登録方法は、区ホームページの検索バーで「186067」を入力し、ご確認ください。

登録用
QRコード▶



高齢・介護

メニュー画面▶



[お問い合わせはこちら](#) 高齢福祉課 管理係 ☎ 5432-2397 FAX 5432-3085

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。